

# ペット小獣類運送申込届出書

ペット小獣類運送申込人（以下申込人という）は船社（以下運送人という）の定めた運送約款及び次に掲げる項目を承認の上、ペット小獣類の運送の申込みを届出します。

※運送約款は券売所に備え付けて有ります。

1. 申込人は、ペット小獣類の運送の申込を届出けるにあたり、申込人の意思により車輦甲板内の車輦内に保管する事を希望し、申込を行います。
2. 申込人は上記1の申込みを届けるにあたり、運送中は車両甲板内の温度が上昇する等、環境が著しく劣化する場合があること、及び運送中は車両甲板が立入禁止に成る事を承知の上で申し込みを行います。
3. 申込人は上記1の申込みを届けるにあたり、船舶の出港後にペット小獣類を客室に持込む等、届出内容と異なる取扱いを求めないことを確約します。
4. 申込人は、本書を届けるにあたり、ペット小獣類の運送中及び運送終了後に生じた負傷、疾病、死亡等に関し、運送人にその責が無い事を認め、異議又は損害賠償を裁判上又は裁判外において一切の運送人に申し立ておよび請求しないことを確約します。

年 月 日

申込人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_

運送人 一般社団法人ふじさん駿河湾フェリー 殿

ペットの種類、及び申込人車輦種類			
ペット又は小獣類種別	犬	猫	その他動物名
車輦ナンバー			